

新潟市消費生活推進計画・

新潟市消費者教育推進計画

(二次改定)(抜粋)

第3章 計画の基本的な視点

1 基本となる考え方

本計画は、消費生活条例第7条に基づき策定される計画であり、同条例第2条の基本理念に基づき、消費者を取り巻く環境の変化に対応した改定計画とします。

【参考】新潟市消費生活条例（平成18年条例第135号）（抄）

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1）市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
- （2）市民の健全な生活環境が確保されること。
- （3）市民の安全が確保されること。
- （4）市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- （5）市民に必要な情報が提供されること。
- （6）市民に必要な学習の機会が提供されること。
- （7）市民の意見が反映されること。
- （8）市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（消費生活推進計画の策定等）

第7条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策
- （2）前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第1項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かななければならない。

2 計画及び施策の構成

（1）課題と施策の見直し

消費生活を脅かす様々な問題や課題を類型化したうえで、施策の方向性を示し、具体的に取り組む行動を掲げる構成はそのままとしています。改定にあたっては、消費者を取り巻く社会情勢の変化に合わせ、課題と施策を見直します。

（2）重点的に取り組む施策

庁内各部署に関連する消費者施策（事業）を連携して進めることとし、計画全般にわたる施策のうちから、重点的に取り組む施策を取り上げることとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、消費者行政に関する市政運営の総合的な指針であり、本市のまちづくりの方向性となる総合計画「にいがた未来ビジョン」（新潟市総合計画）^{*25)}との整合性を図るとともに、消費生活施策に関連する各部局の個別計画と連携した取り組みを行います。

4 計画の期間

当初計画の期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間でした。

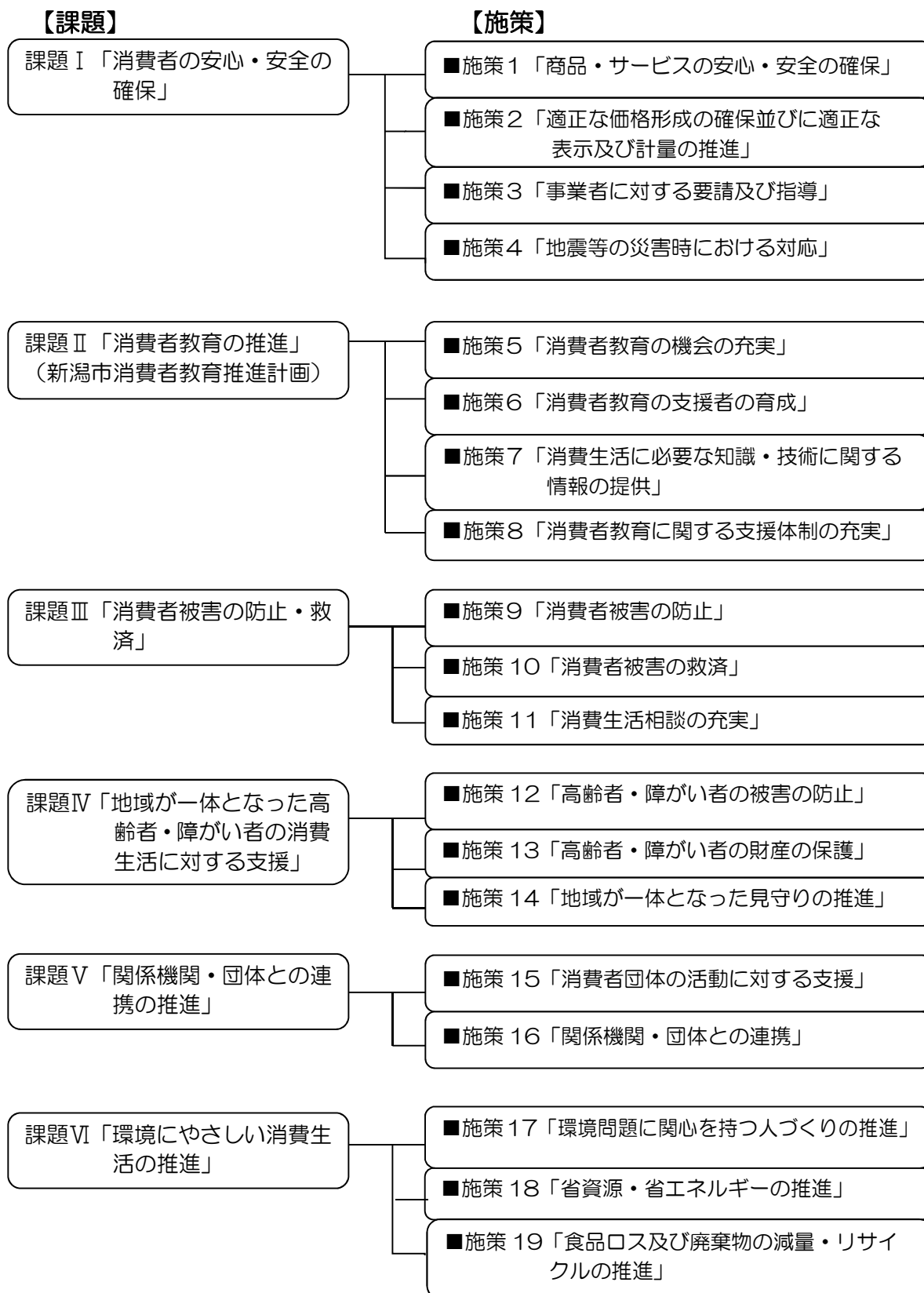
一次改定計画は、消費者を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画としました。

本計画は、消費者を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間の計画とします。

第4章 計画の課題と施策の体系

1 課題と施策の体系

消費者を取り巻く社会情勢の変化に合わせ、課題と施策を以下のように見直します。



2 課題と施策の展開

課題Ⅰ 「消費者の安心・安全の確保」

消費者にとって、安心・安全な暮らしが確保されることは、日常生活を営む上で最も基本的で、かつ重要な事項です。消費生活センターには、毎年多くの相談が寄せられ、その中には食品の偽装表示、悪質リフォーム問題、製品事故の発生など商品・サービスによって危害の発生するものもあります。

このような状況から、事業者の責務として安心・安全な商品・サービスを供給するとともに、消費者の権利を尊重し、消費者のライフステージに応じた適切な選択のための効果的な情報の提供を図るよう、市として要請又は指導を行います。

なお、事業者・事業者団体には、消費者基本法及び消費生活条例で消費者の苦情処理体制の整備が求められています。

また、市は、消費者が適切な商品・サービスを選択し、購入するために必要な知識の修得や情報の収集を支援するとともに、このような取り組みによって消費生活の安全を確保し、消費者が安心して暮らせるよう総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策1	商品・サービスの安心・安全の確保	
	(1) 食品の安全性の確保 ①食品衛生監視指導計画*²⁶⁾により、食品及び施設の効果的な監視及び検査をするとともに、食中毒等飲食に起因する事故が発生した場合には、原因調査及び消費者被害の拡大防止措置を行います。 ②食の安全基本方針に基づき、消費者、事業者及び行政の三者による意見交換会を開催し、その意見を施策に反映させるなど、消費者、事業者及び行政の相互理解を深め、協力して食品の安全性を確保します。	食の安全推進課 食肉衛生検査所
	(2) 住まいの安全性の確保 ①住まいに起因する健康被害等の相談を実施し、住まいの衛生に関する情報を提供します。 ②耐震性等住まいの安全に関する相談会の開催や耐震改修工事の補助を行います。	環境衛生課 建築行政課
	(3) 生活用品等の安全性の確保 ①生活用品等の安全性を確保するため、調査・検査を行うとともに、必要な情報を提供します。 ②生活用品等による危害が発生した場合には、速やかに関	消費生活センター 環境衛生課

	連情報を提供するとともに、事業者に対し用品の回収等を要請します。	
	(4) 生活衛生営業施設の衛生確保 理容所・美容所，クリーニング所，公衆浴場，興行場，旅館などの衛生管理や安全性を確保するために監視・指導を行います。	環境衛生課
	(5) 医薬品の安全性の確保 医薬品の適正使用や保健衛生上の危害発生防止のため，医薬品の販売業者に対する監視・指導を行います。	保健管理課
	(6) 商品・サービスの安全性に関する情報の提供 ①商品・サービスの安全性について，市報，市ホームページ，消費生活センター機関誌により情報を提供します。 ②商品・サービスによる事故が発生した場合，消費者被害の拡大防止を図るため，製品の回収等に関する情報を効果的に提供します。 ③商品・サービスによる事故が発生した場合，消費生活条例第12条に基づく事故に関する届出を促し，必要に応じて消費者被害の拡大防止を図るために情報を提供します。 ④商品・サービスによる危害の防止のため，消費生活条例第10条に基づき，必要な調査を行い，その経過及び結果を公表します。	食の安全推進課 食肉衛生検査所 消費生活センター
施策2 適正な価格形成の確保並びに適正な表示及び計量の推進		
	(1) 適正な価格形成の確保 ①中央卸売市場において，野菜，果物，水産物，花きを適正な価格で安定的に供給します。 ②公益的事業者が料金変更を行う場合は，市民の意見の反映に努めます。 ③市民の消費生活の安定を図るため，生活関連物資の価格調査を行い公表します。	中央卸売市場 消費生活センター
	(2) 事業者に対する適正な表示の指導 ①安全な食品・生活用品等の確保と消費者の適切な選択を図るため食品・生活用品等の適正な表示の指導及び立入調査を行います。 ②過大な包装によって，消費者の選択を誤らせることがないよう適正な包装の推進を事業者に要請します。 ③適正な栄養成分表示や，虚偽誇大広告の禁止について相談・監視・指導を行います。	食の安全推進課 消費生活センター

	(3) 事業者に対する適正な計量の指導 ①正確な計量器の使用による適正な計量の実施を確保するため、計量器の定期検査を実施します。 ②適正な計量の確保を図るため、事業所の立入検査を実施します。	消費生活センター
	(4) 消費者に対する適正な表示及び計量に関する情報の提供 ①適正な表示及び計量に関する情報を、市報、市ホームページ、チラシ、消費生活センター機関誌により提供します。 ②適正な包装に関する情報を、市報、市ホームページ、チラシ、消費生活センター機関紙により提供します。 ③適正な栄養成分表示や広告表現について情報を提供します。	消費生活センター 食の安全推進課
施策3 事業者に対する要請及び指導		
	(1) 事業者に対する要請及び指導 ①法令を遵守（コンプライアンス）し、表示の適正化を図るなど危害の発生・拡大防止を行うよう要請及び指導を行います。 ②消費者に対し適正な情報を提供するよう要請及び指導を行います。 ③苦情処理相談窓口の設置を要請します。	消費生活センター
	(2) 相互の理解 消費者と事業者との相互の理解及び協力が促進されるよう情報の提供、交流の促進を図ります。	消費生活センター
施策4 地震等の災害時における対応		
	(1) 生活必需品の安定供給 災害時における被災者に対する生活必需品の供給体制を整備します。	危機対策課 防災課
	(2) 生活関連物資の価格の緊急調査 災害時に生活関連物資の安定的な供給を図るため、価格の緊急調査及び監視体制を整備します。 また、他都市で災害が起きた場合であっても、同様の体制を整えます。	消費生活センター
	(3) 消費者被害の防止 災害時の混乱に乗じた消費者被害の防止を図るため、消費生活情報の提供及び相談体制を整備します。	消費生活センター

課題Ⅱ 「消費者教育の推進」（新潟市消費者教育推進計画）

消費者と事業者の間には、情報の質・量や交渉力・経済力に多くの差があり、そこからさまざまな消費者問題が生じています。

消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差を解消するためには、「消費者の権利」を尊重するとともに、「自立した消費者の育成」を図る必要があることから、消費者基本法及び消費生活条例において、「必要な教育の機会が提供されること」などの消費者の権利や「消費者の自立の支援」を規定しています。

市が目指す「自立した消費者」像として、「消費生活に関し自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動できる人」、「消費生活に関し環境の保護に配慮できる人」を想定し、この実現に向けた消費者教育は、今後ますます重要度を増しています。

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる消費者市民社会^{*27)}をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどういう影響を与えるだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

また、消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力^{*28)}の向上を目指して行われるべきものです。社会をたくましく生きていく「実践的な力」を育み、そして自立が困難な人を「見守る」ことで、社会の消費者力を向上していくことができます。

さらに、消費者教育は、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じ、また、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において推進する必要があります。

民法の成年年齢引下げに関して、消費者庁は「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成30年3月に変更し、「若年者の消費者被害の防止・救済と自立した消費者育成のための学校における消費者教育の推進」を当面の重点事項の1つとしています。

このため、消費者教育を推進するために、弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら実効性のある消費者教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や消費者団体と連携して、消費者リーダー^{*29)}の育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎える前の若者に消費者教育を実施します。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策5 消費者教育の機会の充実		
	(1) 家庭における消費者教育の充実 家庭での消費者教育を支援するため、公民館と連携した講座及び研修会を開催します。	消費生活センター
	(2) 小・中・高等学校における消費者教育の充実 ①小学校において、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識と技能の	学校支援課 消費生活センター

	修得を図ります。 ②中学校の社会科や技術・家庭科及び高等学校の公民科や家庭科において、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解し、消費者として主体的に判断できるよう消費生活に関する基礎的な知識に関する消費者教育を実施します。 ③インターネットやスマートフォンのトラブルに関する出前講座*30)を実施します。	
	(3) 大学等における消費者教育の充実 大学生等を対象にした消費者教育の普及を図るため、大学等との連携事業の実施や情報交換を行います。	消費生活センター
	(4) 職場における消費者教育の充実 事業所の職員を対象に出前講座を実施します。	消費生活センター
	(5) 地域における消費者教育の充実 自治会・町内会、老人クラブ、PTA、地域コミュニティ協議会、消費者団体に対する出前講座を実施します。	消費生活センター
	(6) 高齢者に対する消費者教育の充実 ①自治会・町内会、老人クラブを始めとする地域団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。 ②消費者被害の防止を図るため、ビデオ・紙芝居の視聴覚資料の充実に努めるとともに、文字の大きさなどに配慮した読みやすく理解しやすい資料を制作します。 ③情報を得にくい高齢者が、消費者被害及び防止に関する情報を容易に入手できるように、高齢者の見守りを行う地域包括支援センター等の関係者や関係機関に対し情報提供していきます。	消費生活センター 地域包括ケア推進課
	(7) 障がい者に対する消費者教育の充実 グループホームや通所施設などと連携し、障がい者及び家族に消費者被害及び防止に関する出前講座を実施します。	消費生活センター 障がい福祉課
	(8) 消費生活センターにおける消費者教育の充実 ①消費者が主役となる消費者市民社会をつくるため、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して消費者が自主的で健全な消費生活を営むために必要な法律知識や、生活技術の修得に関する講座を実施します。	消費生活センター

	②特定の世代に限らず、急増しているインターネットやスマートフォンのトラブルに関する講座を実施します。	
施策６ 消費者教育の支援者の育成		
	(１) 消費者教育の支援者の育成 ①実効性のある消費者教育の在り方を検討するとともに教職員や学校関係者等を対象に研修会等を開催し、学校における消費者教育を推進します。 ②国・県が主催する消費者教育研修に関係者を派遣します。 ③弁護士会、消費者団体やNPO団体、ボランティア等様々な主体（団体）との連携により、消費者リーダーを育成し、地域における消費者教育を推進します。 ④新潟県消費生活サポーターの資質の向上を支援し、地域における消費者教育を推進します。 ⑤消費者教育の支援者（教職員・消費者リーダー）に対し、教材・ビデオ・図書の貸出のほか教育プログラムに関する情報を提供します。	学校支援課 消費生活センター
施策７ 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供		
	(１) 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供 ①市ホームページや情報技術の活用により、消費生活に必要な知識・技術に関する情報を提供します。 ②情報を得にくい消費者に、消費者被害及び防止に関する情報が効果的に届くよう、地域コミュニティ協議会や福祉関係団体に協力を要請します。	消費生活センター
施策８ 消費者教育に関する支援体制の充実		
	(１) 消費者教育に関する支援体制の充実 ①消費生活に関する教育相談に対し、消費者教育の支援者を活用するなど、支援体制を充実させます。 ②多様な消費者からの要求に応えるため、消費者の年齢（ライフステージ）に応じた学ぶべき内容と「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる体系化（教育プログラム）の策定を踏まえ推進に向け、教育委員会など関係機関等と連携して取り組みます。 ③消費者教育を支援するため、消費者教育の支援者や自ら学習するための情報を提供します。	学校支援課 消費生活センター

課題Ⅲ 「消費者被害の防止・救済」

高齢者のみならず、若者も含めた幅広い世代において消費者被害は依然として生じており、平成30年6月には「消費者契約法」が一部改正（平成31（2019）年6月施行）され、改正内容には、社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対して取消権を追加することなどを規定しています。

市は、消費者教育の支援、効果的な情報の提供により消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活条例で不当な取引行為を禁止することにより、消費者契約の適正化を図ります。

しかし、ひとたび消費者被害が発生した場合には、迅速な救済を図る必要があることから、消費者被害の救済に向けた体制を整備します。

あわせて、消費者被害の救済のため、新潟県消費生活センターを始めとする関係機関との連携及び協力体制を強化し、情報を共有するとともに、事業者及び事業者団体の指導にあたります。

消費者被害が少額であったり、相談時間がない場合には消費者被害が潜在化してしまうことが考えられます。消費者被害が発生した場合に、当事者以外でも申立てができる「市長への申出」制度を周知し、消費者被害が消費者の共有の問題であるとの認識のもと、消費者被害の救済にあたります。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策9 消費者被害の防止		
	（１）効果的な情報の提供 ①消費者被害の防止を図るため、市報、市ホームページ、速報性を求めるものは報道機関などを活用した効果的な情報提供を行います。 ②新手の不当請求・架空請求など急増する消費者被害に速やかに対応する緊急情報の提供を行い、消費者被害の拡大を防止します。	消費生活センター
	（２）消費者契約の適正化 ①消費者契約の適正化を図るため、消費生活条例に基づき不当な取引に対する立入調査や勧告を行い、勧告に従わない場合は、事業者名を公表します。 ②危害の拡大が懸念される場合には、直ちに事業者名の公表を行います。	消費生活センター
施策10 消費者被害の救済		
	（１）助言・あっせん・調停による消費者被害の救済 ①消費者から消費生活相談の申出があったときは、消費生活相談員による助言・あっせんを行います。	消費生活センター

	②消費生活相談員の助言・あっせんによる解決が困難で、広く消費生活に影響が生じる恐れがあるときは、苦情処理委員会の調停による解決を図ります。 ③消費者被害の救済に関する制度の周知を図るため、チラシ等を作成し、広報を行います。	
	(2) 消費者訴訟の援助 消費者被害を受けた消費者の訴訟が、消費生活条例の要件を充たすときは、その消費者の申請に基づき訴訟活動に必要な援助を行います。	消費生活センター
	(3) 市長への申出 消費生活条例に基づく市長への申出について、調査を行うなど必要に応じた適切な措置を行います。	消費生活センター
	(4) 消費者団体訴訟に対する支援 事業者の不当な勧誘行為や契約条項の差し止めを求めするため、適格消費者団体から申請があった場合、必要と認められる範囲内で情報を提供します。	消費生活センター
	(5) 多重債務相談への取り組み ①多重債務問題の早期解決のため、引き続き専門相談員を配置し、生活再建を支援します。 ②多重債務問題の解決のため、新潟県消費生活センターを始めとした関係者と連携するとともに、庁内連絡会議を開催し、事例紹介を行うなど関係者間における情報共有を行います。	消費生活センター
施策 1 1 消費生活相談の充実		
	(1) 消費生活相談員の専門知識の向上 ①独立行政法人国民生活センターや関係機関による研修に計画的に消費生活相談員を参加させ、知識の向上を図ります。 ②弁護士との事例検討会の開催により、知識の向上を図ります。 ③情報化の進展により新たに発生する消費者被害及びその防止に関する知識の向上を図ります。	消費生活センター
	(2) 相談窓口の拡充 ①県弁護士会や県司法書士会などの関係機関と連携し、消費者被害に関する相談窓口を充実するとともに相談窓口に関する情報を広く提供します。 ②消費生活センターに来所が困難な方には、必要に応じ、身近な区役所などに出かけて訪問相談を行います。	消費生活センター

課題Ⅳ 「地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援」

悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に、判断能力に不安のある高齢者・障がい者が悪質な送り付け商法や振り込め詐欺などによる被害に遭うケースが後を絶ちません。

この防止のためには、高齢者・障がい者自身が被害者にならないための問題意識を高める一方で、家族を始め地域の人々が日ごろからその様子を気にかける必要があります。

そのため、高齢者・障がい者と接する機会が多い民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、障がい者相談員などに対し、消費者被害の早期発見とその対応に関する学習機会や情報の提供に努めます。

さらに、消費者被害の防止にあたっては、地域が一体となって取り組むことが有効であることから、自治会・町内会や近隣住民などの見守りに加え、消費者安全法の目的である消費生活における被害の発生又は拡大の防止による消費者の安全を確保するため、持続可能な高齢者・障がい者を見守る仕組みづくりを考えていく必要があります。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策12	高齢者・障がい者の被害の防止 (1) 高齢者に対する消費者教育の拡充 【施策5(6)の再掲】 ①自治会・町内会、老人クラブを始めとする地域団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。 ②消費者被害の防止を図るため、ビデオ・紙芝居の視聴覚資料の充実に努めるとともに、文字の大きさなどに配慮した読みやすく理解しやすい資料を制作します。 ③情報を得にくい高齢者が、消費者被害及び防止に関する情報を容易に入手できるように、高齢者の見守りを行う地域包括支援センター等の関係者や関係機関に対し情報提供していきます	消費生活センター 地域包括ケア推進課
	(2) 障がい者に対する消費者教育の実施 【施策5(7)の再掲】 グループホームや通所施設などと連携し、障がい者及び家族に対する悪質商法や消費者被害及び防止に関する出前講座を実施します。	消費生活センター 障がい福祉課

施策13 高齢者・障がい者の財産の保護		
	(1) 高齢者・障がい者の財産の保護 消費生活相談の中で、相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度^{*31)}・日常生活自立支援事業^{*32)}の活用に向けて関係機関と連携し、消費者に広く周知します。	福祉総務課 (社会福祉協議会) 消費生活センター
施策14 地域が一体となった見守りの推進		
	(1) 見守りネットワークの活用 ①消費者被害の標的になりやすい高齢者・障がい者の見守りに向け、地域が一体となって取り組むことが有効であることから自治会・町内会や近隣住民などの見守り者に対し、情報や資料などを提供します。 ②高齢者・障がい者の日常的な見守りをを行っている民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護支援専門員、障がい者相談員等からの相談情報の収集に努めます。 ③高齢者・障がい者の消費者被害の防止や老朽化した製品による事故防止及び注意喚起を図るため、高齢者・障がい者への情報の提供のあり方を研究します。 (2) 持続可能な見守りネットワークづくりの検討 地域が一体となった取り組みとして、持続可能な見守りネットワークづくりを進め、改正消費者安全法により、任意で組織できるよう規定されている「消費者安全確保地域協議会」を構築します。	地域包括ケア推進課 障がい福祉課 消費生活センター

課題Ⅴ 「関係機関・団体との連携の推進」

「消費者の権利」を尊重するとともに、「自立した消費者の育成」を図る消費者教育を始めとして消費者が被害に遭わない、特に高齢者・障がい者が被害者とならないためには、多くの関係者の協力が必要となります。

また、消費生活を取り巻く各種の課題を解決し、施策を推進するためには、国を始めとした関係機関並びに消費者団体、事業者団体など多様な主体（団体）との連携を深め、積極的な情報の提供と収集に努める必要があります。

特に、効果的な消費者教育の展開に向けた取り組みには、教育機関や消費者団体はもとより、家庭、学校、地域、職場が重要な役割を果たします。

また、消費者被害の標的になりやすい高齢者・障がい者の見守りに向けては、自治会・町内会を始めとする地域の多様な主体（団体）と連携していくことは、これからの重要な課題です。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策 1 5 消費者団体の活動に対する支援		
	（１）消費者団体の活動に対する支援 ①消費者団体に対し、講師の派遣、教材・ビデオ・図書の貸出支援を行います。 ②消費者団体のネットワーク化に向け、必要な情報を提供します。 ③特定の事業に関するテーマを設定し、事業の協働実施や意見交換の機会を設けるなど消費者団体に対する支援を行います。	消費生活センター
施策 1 6 関係機関・団体との連携		
	（１）関係機関との連携 ①施策の実施に当たっては、国や県、弁護士会、司法書士会はもとより関係機関並びに消費者団体、事業者団体との連携を深め、積極的な情報の提供と収集を行います。 ②大学等研究機関、NPO団体、地域コミュニティ協議会や自治会・町内会、商業者といった地域経済や地域コミュニティの担い手となる多様な主体（団体）との連携を深め、積極的な情報の提供と収集に努め、地域が一体となった取り組みを進めます。	消費生活センター 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 福祉総務課 学校支援課
	（２）消費者教育における連携 【施策課題Ⅱ・施策6・7・8の再掲】	

	(3) 消費者の被害の防止・救済 【施策課題Ⅲ・施策9・10・11の再掲】	
	(4) 地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援 【施策課題Ⅳ・施策12・13・14の再掲】	

課題Ⅵ「環境にやさしい消費生活の推進」

持続可能な循環型社会の形成を目指していくためには、環境行政を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、社会的課題に配慮した消費や持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、人、社会、環境、地域、動物に配慮した様々な消費行動の総称としての「エシカル消費（倫理的消費）」の認知度向上も必要です。

環境保全及び創造に関する取り組みは、「新潟市環境基本計画」*33)に基づき積極的に推進していますが、本計画では、幅広い年代の人々が環境問題や社会的課題に配慮した消費に関心を持ち、問題の解決に資する能力が形成されるよう、積極的に情報や教育機会の提供を行うこととします。

また、消費者、事業者、行政それぞれが環境負荷の低減を目指し、省資源・省エネルギーの推進を図り、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する運動（以下、「3R運動」*34)という。）を継続的に実施するとともに、全国的に問題になっている食品ロスの削減に関係部局と連携しながら取り組みます。

施策番号	具体的施策	推進する組織
施策17	環境問題に関心を持つ人づくりの推進	
	(1) 学校における環境教育の推進 小・中学校などでの環境教育を推進します。また、児童・生徒の主体的な体験活動を通じた価値観の形成のため、自然とのふれあいや環境保全活動への参加などの体験活動を積極的に推進します。	環境政策課 学校支援課
	(2) 地域における環境教育の推進 ①消費者、事業者が環境に関心をもち、環境倫理に根ざした地域づくりに参加するよう、環境学習機会の提供や人材の育成・確保を図ります。 ②市は、市民団体や事業者、大学など各主体と連携し、地域社会の発展と人材育成を目指し、環境学習の機会を消費者へ提供するとともに、消費者が進んで環境保全活動に参加し、環境に配慮したまちづくりに取り組むことができる仕組みづくりを推進します。	環境政策課
	(3) 環境情報の共有化 各主体が共通の認識を持ち協働するためには、情報技術の進展に合わせながら、ホームページやソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）などを活用し、環境情報の共有化を図ります。また、情報紙やアイシーティー（IC	環境政策課 廃棄物政策課

	Ｔ）*35）を活用し，３Ｒ運動やごみ処理に関する情報を提供します。	
	（４）協働による取り組み体制づくりの推進 消費者，事業者，行政が情報・目的を共有して一体となり，自発的に取り組めるような体制づくりを推進します。	環境政策課
施策１８ 省資源・省エネルギーの推進		
	（１）省資源・省エネルギーの推進 「新潟市地球温暖化対策実行計画」*36）に基づき，市はもとより，消費者・事業者と協働して市域における省資源・省エネルギーを推進することで温室効果ガス排出量を削減します。	環境政策課
施策１９ 食品ロス及び廃棄物の削減・リサイクルの推進		
	（１）食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進 ①食品ロス削減に対する消費者及び事業者の自発的な取り組みを促します。 ②ごみを減量する意識を高め，ごみの分別・資源化を推進します。 ③３Ｒ運動を推進し，家庭系ごみの排出抑制を図ります。 ④家庭系ごみについては，平成２０年６月に開始した「新ごみ減量制度」のもと，さらなるごみの減量・資源化を図り，循環型社会の構築を目指します。 ⑤事業系ごみについては，ガイドラインの普及に努め，ごみの減量・リサイクルに向けて自発的な取り組みを促します。 ⑥事業者には，レジ袋削減のための方策を積極的に進めるよう働きかけます。	廃棄物政策課 廃棄物対策課 消費生活センター
	（２）消費者・事業者・行政の協働による取り組みの推進 ①消費者，事業者，行政の意識啓発を図り，食品ロスの削減やマイバッグ運動，簡易包装などのごみを出さない生活様式を促進するとともに，協働による体制づくりを推進します。 ②クリーンにいがた推進員制度を活用し，３Ｒ運動など主体的な地域活動を展開し，幅広い年齢層に向けた意識啓発を行います。 ③事業者による店頭回収や簡易包装など，３Ｒに関する取り組みを促進します。	廃棄物政策課 廃棄物対策課

第5章 重点的な取り組みと目標値

課題を解決するため、各部に関連する消費者施策（事業）を引き続き連携して進めることとし、計画全般にわたる施策のうちから、消費者を取り巻く社会情勢の変化や消費者行動の変化に対応した重点的に取り組む施策を取り上げることとします。

1 重点的な取り組みと施策

(1) 取組1：「消費者教育の推進」（課題Ⅱ）

■重点施策：「消費者教育の機会の充実」（■施策5）

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる消費者市民社会をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどういう影響を与えるだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

本市では、従来から子ども消費者学習や各種市民向け講座を開催するなど消費者教育に取り組んできました。また、平成30年度の消費者の年齢（ライフステージ）に応じた学ぶべき内容と体系化（教育プログラム）の策定を見据え、平成28年度から全市内の中学3年生・小学校6年生を対象に消費者教育啓発資料の配布（家庭への持ち帰り）を始めました。

引き続き、教育委員会をはじめとした様々な団体などと情報を共有し、連携を図りながら消費者教育の推進を図ります。

特に、民法の成年年齢引下げに関して、成年年齢に達する前に消費者教育を行うことが重要であり、また、各年代への消費者教育を継続して実施するためには、弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら、実効性のある教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や消費者団体等とも連携して、消費者リーダーの育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎える前の若者に消費者教育を実施します。

(2) 取組2：「消費者被害の防止・救済」（課題Ⅲ）

■重点施策：「効果的な情報の提供」（■施策9-（1））

依然として、高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが後を絶ちません。被害の未然防止のためは、いかに高齢者に情報を届けていくかが、大きな課題ですので、引き続き、職員による「出前講座」により直接情報を伝えるなど、消費者被害の拡大防止に努めます。

一方で、スマートフォンの普及が急速に進み、ネットショッピングや電子マネーを用いた決済が可能になるなどインターネットやスマートフォンが生活になくてはならない状況にあります。ネット検索、通話、メール、SNS、ゲーム、チケット予約など多様な用途に利用され、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化しています。

電子媒体による消費者被害防止の啓発活動は、情報伝達の有効な手段であり、引き続き最新情報の発信方法の一つとしてポータルサイトの構築などを検討していきます。

(3) 取組３：「地域が一体となった消費生活の推進」(課題Ⅳ)

■重点施策：「地域が一体となった見守りの推進」(■施策 14)

本市では、先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターでの見守りネットワークの課題を共有しつつ、それら課題の解消に向け環境整備を行ってきました。

平成30年度より、協議会設置のモデル事業として、トラブルの拡大防止・未然防止に関心のある地域包括支援センター数か所と協働で、地域の見守りを担う方々と顔の見える関係を築き、見守りネットワーク構築の必要性の周知と課題を洗い出すこととしています。

先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターと協力し、地域の実情に合った消費者安全確保地域協議会の立ち上げを目指すとともに、持続可能な見守りネットワークづくりを進めます。

あわせて、全市を対象とする消費者安全確保地域協議会の設置についても検討を進めます。

2 重点的な取り組みの目標値

取り組み		現状値	目標値
取組 1	消費者教育を推進するために、弁護士や消費者団体など専門家の知恵を借りながら実効性のある教育の在り方を検討するとともに、人材の発掘や育成に努め、教育委員会や消費者団体と連携して、消費者リーダーの育成を図り、その活動を支援し、成年年齢を迎える前の若者に消費者教育を推進します。	子ども消費者学習や各種市民向け講座を開催するなど消費者教育に取り組む ・子ども消費者 ・親子消費者消費者学習 ・くらしの1日教室 ・くらしのテスト教室	消費者教育に取り組む回数 の拡大 ・教職員や学校関係者等を対象にした研修会 ・消費者リーダーの育成 を追加
取組 2 (その1)	職員をはじめ消費者リーダーによる「出前講座」により直接情報を伝えるなど、消費者被害の拡大防止に努めます。	出前講座の実施 ・高齢者への出前講座 ・若者への出前講座 ・その他団体への出前講座	職員（消費者リーダーによる出前講座を含む）の「出前講座」を実施
取組 2 (その2)	消費者被害の防止を図るため最新情報を発信するポータルサイトを作成します。	市のホームページに最新情報を掲載	最新情報を発信するポータルサイトの構築

取り組み		現状値	目標値
取組3	地域が一体となった取り組みとして、持続可能な見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）を構築します。	先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターと協力し見守りネットワークづくりを検討中	持続可能な見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）づくりを進める。

第6章 計画の推進と検証など

1 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、消費生活に関係する関係機関や庁内他部署との連携を密にし、機動的な対応を図ります。

2 検証と評価

本計画の推進に当たっては、毎年度施策の進捗状況を確認し、特に重点的に取り組む施策については、設定した目標の達成状況などを把握し、進捗状況についてホームページなどを通じて分かりやすく情報発信するとともに、審議会に報告します。

3 計画の見直し

当初計画の計画期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間でした。

一次改定計画は、社会情勢の変化に柔軟に対応することとして、平成26年度に見直し作業を進め、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画としました。

本計画は、消費者を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成30年度に見直し作業を進め、平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間の計画としました。次の見直しは4年後平成34（2022）年度を予定しています。